

秋田県口腔保健支援センター設置運営要綱

(設置目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条第1項及び秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成24年秋田県条例第88号）第13条の規定に基づき、県民の歯科口腔保健を推進するために、秋田県口腔保健支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(実施体制)

第2条 センターは、秋田県健康福祉部健康推進課内に設置する。

- 2 センターに、センター長、副センター長、歯科医師、保健師、歯科衛生士等、必要な職員（非常勤の職員を含む。）を置く。
- 3 センター長は、健康推進課長をもって充てることとし、センターの事務を統括する。
- 4 副センター長は、健康推進課の歯科医師をもって充てることとし、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

(業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる事項に係る業務運営を行う。

- (1) 歯科口腔保健に係る部署、機関、団体等との連絡調整
- (2) 社会福祉施設、学校、医療機関等における歯科口腔保健に係る者に対する指導・助言
- (3) 歯科口腔保健に関する情報の収集・提供
- (4) 地域住民等に対する歯科口腔保健に関する啓発
- (5) その他歯科口腔保健に関する施策に必要な支援に関すること

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。